

製品プラスチック分別変更の検討について

1 検討する理由

本市では、現在プラスチック製容器包装を資源物として分別し、それ以外のプラスチック製品は燃やすごみとして分別している。

令和 4 年 4 月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、「市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされたため、上記におけるそれ以外のプラスチック製品を資源物として扱うか検討する必要がある。

2 本市における計画上の位置づけ

武蔵野市第六期長期計画・調整計画において、次のとおり位置付けている。

記載箇所	85 ページ 基本施策 4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築 ①廃棄物処理の最適化
内 容	令和 4（2022）年 4 月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、市町村に対してプラスチック製品の分別収集・資源化が努力義務とされた。法の趣旨や総合的な環境負荷、コスト削減の観点を踏まえ、最適なプラスチックの収集のあり方について専門的な知見を活用して包括的に検討する。

3 本市のプラスチック処理の現状

項目	内容
分別	プラスチック製容器包装（商品等を包装する目的で使用され、包装した商品を使用した以降は必要とされないもの。例：肉や魚を梱包するビニールやトレイ）は資源物として分別。 それ以外のプラスチック（お風呂の桶など。硬質プラスチックともいう。）は燃やすごみとして分別。
資源化	資源物のプラスチックは、瑞穂町にある中間処理施設まで運搬した後、バール化され、日本容器包装リサイクル協会の入札において落札した再商品化事業者において資源化される それ以外のプラスチックは、武蔵野クリーンセンターにおいて焼却処理され、次のことに活用される。 ▼ごみ発電 ごみを燃やした余熱で蒸気と電気を作る。蒸気は、市役所本庁舎のほか総合体育館及び市立第四中学校に供給している。発電した電気は、市役所本庁舎、総合体育館、むさしのエコ re ゾート、緑町コミセンのほか市内小中学校に供給している。 ▼エコセメント 焼却処理で生じた焼却灰は、二ツ塚最終処分場にあるエコセメント化施設においてセメント原料として活用している。

4 多摩地域他自治体の対応状況

調査に対して回答のあった自治体は、次の7パターンに分かれた。なお、大きさによって扱いを分けている自治体が複数あった。

No.	分別及び対応	該当自治体
1	可燃ごみ・変更予定なし	<u>7自治体</u> 八王子市、小平市 (15cm 未満)、東大和市 (15cm 未満)、武蔵村山市 (15cm 未満)、あきる野市、日の出町、檜原村
2	不燃ごみ・変更予定なし	<u>8自治体</u> 青梅市、小平市 (15cm 以上)、東村山市、東大和市 (15 cm以上 50cm 未満)、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市 (15 cm以上 50cm 未満)、西東京市
3	不燃ごみ・変更予定あり	<u>3自治体</u> 府中市 (プラスチック製品として収集を検討) 調布市 (容リプラとして混合回収もしくは硬質プラとして単独回収を検討) 町田市 (時期未定だが検討)
4	プラスチック製容器包装 (もしくはプラスチックごみに相当)・変更予定なし	<u>7自治体</u> 昭島市、小金井市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市、国分寺市
5	プラスチック製容器包装 (もしくはプラスチックごみに相当)・変更予定あり	<u>1自治体</u> 三鷹市 (再商品化について容リルートを検討)
6	その他資源物・変更予定なし	<u>2自治体</u> 福生市、羽村市
7	その他資源物・変更予定あり	<u>2自治体</u> 立川市 (令和7年1月から容器包装プラスチックと一括回収) 瑞穂町 (分別について検討)

※武蔵野市は、可燃ごみとして分別しており、今後は資源物への分別変更を検討する。